

○国土交通省告示第三百七十三号

自動車等の安全性に関する評価等に関する規程（平成十一年運輸省告示第四百四十号）第三条第一項の規定に基づき、自動車等安全性評価実施要領の一部を改正する告示を次のように定める。

令和六年四月十五日

国土交通大臣 齊藤 鉄夫

自動車等安全性評価実施要領の一部を改正する告示

自動車等安全性評価実施要領（平成二十六年国土交通省告示第五百二十九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用語の定義） 第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。 一 六 （略）	（用語の定義） 第二条 この告示の用語の定義は、次の各号に掲げるもののほか、道路運送車両法（昭和二十六年法律第八十五号）、道路運送車両法施行規則（昭和二十六年運輸省令第七十四号）及び道路運送車両の保安基準（昭和二十六年運輸省令第六十七号）に定めるところによる。 一 六 （略）

七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験、MPDB前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクトにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八十六 (略)

十七 「シヨルターベルト荷重」とは、シートベルトのうち肩に接触する部分に加わる張力をいう。

十八・十九 (略)

二十 「MPDB」とは、台車及びプログレッシブデフォーマブルバリア(アルミニウム製のブロックであつて、当該ブロックに作用する力による変形の大きさに基づき当該力の大きさを算出するためのものをいう。)からなる移動式変形バリアをいう。

二十一 「DAMAGE」とは、ダミーの頭部の重心において計測されたロール軸、ピッチ軸及びヨー軸まわりの角速度を用いて計算される脳傷害の程度を示す指数をいう。

二十二 「寛骨臼荷重」とは、ダミーの左右それぞれの寛骨臼に相当する部分に加わる荷重のうち大きいものをいう。

二十三 「ブレイキペダル変位」とは、ブレイキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

二十四・三十 (略)

三十一 「脚部インパクト」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。

三十二 「大腿骨曲げモーメント」とは、脚部インパクトの大腿骨に発生する曲げモーメントをいう。

三十三 「脛骨曲げモーメント」とは、脚部インパクトの脛骨に発生する曲げモーメントをいう。

三十四 「内側側副靱帯の伸び量」とは、脚部インパクトの膝部の内側側副靱帯の伸び量をいう。

(削る)

(削る)

三十五・四十一 (略)

第四條 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一 フルラップ前面衝突安全性能(運転者)	運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車の前面の全部を	HIC、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、大腿部荷重、か
	突安全性能	部を五十五キロメートル毎時で

七 「HIC」とは、フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験及び側面衝突安全性能試験にあつてはダミーの頭部において計測された加速度を、歩行者頭部保護性能試験にあつては頭部インパクトにおいて計測された加速度を、それぞれ用いて計算される頭部に加わる傷害の程度を示す指数をいう。

八十六 (略)

十七 「ブレイキペダル変位」とは、ブレイキペダルに生ずる後方及び上方への変位をいう。

十八・十九 (略)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

(新設)

二十・二十六 (略)

二十七 「下部脚部インパクト」とは、試験自動車に衝突させる人体の大腿部、膝及び下腿部の模型をいう。

(新設)

二十八 「脛骨曲げモーメント」とは、下部脚部インパクトの脛骨に発生する曲げモーメントをいう。

二十九 「内側側副靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の内側側副靱帯の伸び量をいう。

三十 「前十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の前十字靱帯の伸び量をいう。

三十一 「後十字靱帯の伸び量」とは、下部脚部インパクトの膝部の後十字靱帯の伸び量をいう。

三十二・三十八 (略)

(自動車の評価)

第四條 自動車の評価は、次の表の上欄に掲げる評価項目ごとに、同表の中欄に掲げる試験方法により試験を行った上で、同表の下欄に掲げる事項を確認することにより行うこととする。

一 フルラップ前面衝突安全性能	運転者席及び助手席にダミーを搭載した試験自動車の前面の全部を五十五キロメートル毎時で	HIC、頸部の引張荷重、頸部のモーメント、胸部合成加速度、胸部変位、
-----------------	--	------------------------------------

三 MPDB 前面衝突 安全性能	二 フルラップ前面衝突 突安全性能（助手席の直後に位置する外側後席に限る。）	
運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車（車幅の五十パーセントをいう。）と移動式変形バリアの前面を相互に五十キロメートル毎時で垂直に正面衝突させる試験	五十キロメートル毎時でバリアの前面に垂直に正面衝突させる試験	
HIC、DAMAGE（運転者席に限る。）、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、腹部変位（運転者席に限る。）、寛骨臼荷重（運転者席に限る。）、大腿部荷重、脛骨荷重（運転者席に限る。）、脛骨指数（運転者席に限る。）、かじ取りハンドル変位（運転者席に限る。）、シオルターベルト荷重、ブレーキペダル変位（運転者席に限る。）、及び座席ベルトによる骨盤の拘束状態（助手席に限る。）に基づき乗員の傷害及び相手車保護性能の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに	HIC、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、大腿部荷重、シオルターベルト荷重及び座席ベルトによる骨盤の拘束状態に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能	じ取りハンドル変位、シオルターベルト荷重及び座席ベルトによる骨盤の拘束状態に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能
三 オフセット前面衝突 突安全性能（助手席の直後に位置する外側後席に限る。）	二 オフセット前面衝突 突安全性能（運転者席に限る。）	
運転者席及び助手席の直後に位置する外側後席にダミーを搭載した試験自動車（車幅の四十パーセントをいう。）を六十四キロメートル毎時でバリアの前面に垂直に正面衝突させる試験	バリアの前面に垂直に正面衝突させる試験	
HIC、頸部の引張荷重、頸部のせん断荷重、頸部のモーメント、胸部変位、座席ベルトによる骨盤の拘束状態及び大腿部荷重に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能	大腿部荷重、脛骨指数、脛骨荷重、かじ取りハンドル変位及びブレーキペダル変位に基づき乗員の傷害の程度を示す五段階の指標、開扉性、救出性、衝突後の燃料漏れの有無並びに電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能	

電気自動車及び電気式ハイブリッド自動車（動力系の作動電圧が、交流三十ボルト又は直流六十ボルト未満の自動車を除く。）の衝突後の感電保護性能	四六（略）	七 歩行者脚部保護性能	試験自動車の車両前面の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で脚部インパクトを衝突させる試験 細分化した区域ごとの大腿骨曲げモーメント、脛骨曲げモーメント及び内側側副靱帯の伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の程度を示す五段階の指標	八（略）	九 衝突安全性能 第一号から前号までの試験 フルラップ前面衝突安全性能試験、MPDB前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験及び座席ベルト非着用時警報装置性能試験における測定結果に基づき総合的な衝突安全性能を示す五段階の指標	十（略）	十一・十二（略） 十三 自転車衝突被害軽減制動制御装置性能 乾燥した路面において、試験自動車の前面を十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時の五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の自転車ターゲットに衝突させる試験及び乾燥した路面において、試験 試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標
---	--------------	--------------------	--	-------------	---	-------------	---

	四六（略）	七 歩行者脚部保護性能	試験自動車の車両前面の一定の範囲をあらかじめ定めた方法により細分化した区域ごとに、四十キロメートル毎時で下部脚部インパクトを衝突させる試験 細分化した区域ごとの脛骨曲げモーメント、内側側副靱帯の伸び量、前十字靱帯の伸び量及び後十字靱帯の伸び量に基づき歩行者脚部の傷害の程度を示す五段階の指標	八（略）	九 衝突安全性能 第一号から第五号まで、第七号、第八号及び第十号の試験 フルラップ前面衝突安全性能試験、オフセット前面衝突安全性能試験、側面衝突安全性能試験、後面衝突頸部保護性能試験、歩行者頭部保護性能試験、歩行者脚部保護性能試験及び座席ベルト非着用時警報装置性能試験における測定結果に基づき総合的な衝突安全性能を示す五段階の指標	十（略） 十一 車両衝突被害軽減制動制御装置性能 乾燥した路面において、試験自動車の前面の全部を十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時の五キロメートル毎時ごとの制動初速度で車両ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験 試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標	十二・十三（略） 十四 自転車衝突被害軽減制動制御装置性能 乾燥した路面において、試験自動車の前面を十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時の五キロメートル毎時ごとの制動初速度で、横断中の自転車ターゲットに衝突させる試験及び乾燥した路面において、試験 試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標
--	--------------	--------------------	---	-------------	--	--	---

二十 予防安全性能	十六、十九 (略)	十五 歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能(交差点(右左折))	十四 車両衝突被害軽減制動制御装置性能(交差点(右直))	
第十一号から前号までの試験		乾燥した路面において、右折及び左折する試験自動車の前面の中央部を右折時は十キロメートル毎時から三十キロメートル毎時まで、左折時は十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時の制動初速度で、横断中の歩行者ターゲットに衝突させる試験	乾燥した路面において、右折する試験自動車の前面の中央部又は助手席側の最外側部を十キロメートル毎時から二十キロメートル毎時の制動初速度で、対向車線を走行中の車両ターゲットの前面の運転者席側の最外側部に衝突させる試験	自動車の前面を四十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時の十キロメートル毎時の制動初速度で、自転車ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験
歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車両衝突被害軽減制動制御装置性能(交差点(右直))、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能(交差点(右左折))、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警		歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、車両衝突被害軽減制動制御装置性能(交差点(右直))、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能(交差点(右左折))、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警	試験自動車の衝突時の速度に応じた五段階の指標	自動車の前面を四十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時の十キロメートル毎時の制動初速度で、自転車ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験
十九 予防安全性能	十五、十八 (略)			自動車の前面を四十キロメートル毎時から六十キロメートル毎時の十キロメートル毎時の制動初速度で、自転車ターゲットの後面に垂直に正面衝突させる試験
第十一号から前号までの試験		車両衝突被害軽減制動制御装置性能試験、歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、夜間歩行者衝突被害軽減制動制御装置性能試験、自転車衝突被害軽減制動制御装置性能試験、ペダル踏み間違い時加速抑制装置性能試験、車線逸脱警報装置性能試験、車線逸脱抑制装置性能試験及び高機能前照灯性能試験にお		

この告示は、公布の日から施行する。

2 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1141 185 1284 454">二十一 自動車安全性 能</td><td data-bbox="1289 185 1457 454"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1141 461 1284 768">第九号、 第十号及び第二十号の 試験</td><td data-bbox="1289 461 1457 768"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1141 775 1284 1093">衝突安全性能、事故自動緊急通 報装置性能及び予防安全性能に おける測定結果に基づき総合的 な安全性能を示す五段階の指標</td><td data-bbox="1289 775 1457 1093">報装置性能試験、車線逸脱抑制 装置性能試験及び高機能前照灯 性能試験における測定結果に基 づき総合的な予防安全性能を示 す五段階の指標</td></tr> </table>	二十一 自動車安全性 能		第九号、 第十号及び第二十号の 試験		衝突安全性能、事故自動緊急通 報装置性能及び予防安全性能に おける測定結果に基づき総合的 な安全性能を示す五段階の指標	報装置性能試験、車線逸脱抑制 装置性能試験及び高機能前照灯 性能試験における測定結果に基 づき総合的な予防安全性能を示 す五段階の指標
二十一 自動車安全性 能							
第九号、 第十号及び第二十号の 試験							
衝突安全性能、事故自動緊急通 報装置性能及び予防安全性能に おける測定結果に基づき総合的 な安全性能を示す五段階の指標	報装置性能試験、車線逸脱抑制 装置性能試験及び高機能前照灯 性能試験における測定結果に基 づき総合的な予防安全性能を示 す五段階の指標						
2 (略)	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1141 1122 1284 1397">二十 自動車安全性能</td><td data-bbox="1289 1122 1457 1397"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1141 1404 1284 1711">第九号、 第十号及び第十九号で 評価</td><td data-bbox="1289 1404 1457 1711"></td></tr> <tr> <td data-bbox="1141 1718 1284 2056">衝突安全性能、事故自動緊急通 報装置性能及び予防安全性能に おける測定結果に基づき総合的 な安全性能を示す五段階の指標</td><td data-bbox="1289 1718 1457 2056">ける測定結果に基づき総合的な 予防安全性能を示す五段階の指 標</td></tr> </table>	二十 自動車安全性能		第九号、 第十号及び第十九号で 評価		衝突安全性能、事故自動緊急通 報装置性能及び予防安全性能に おける測定結果に基づき総合的 な安全性能を示す五段階の指標	ける測定結果に基づき総合的な 予防安全性能を示す五段階の指 標
二十 自動車安全性能							
第九号、 第十号及び第十九号で 評価							
衝突安全性能、事故自動緊急通 報装置性能及び予防安全性能に おける測定結果に基づき総合的 な安全性能を示す五段階の指標	ける測定結果に基づき総合的な 予防安全性能を示す五段階の指 標						